

国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程（16 教 規程第23号）の一部を次のとおり改正する。

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程 平成16年4月7日制定 16 教規程第23号</p> <p>第1～3条 省 略</p> <p>（委員会）</p> <p>第4条 会館の管理運営に関する重要事項は、<u>国際交流会館運営小委員会</u>（以下「委員会」という。）で審議する。</p> <p>第5条～第8条 省 略</p> <p>（入居希望者の選考及び許可）</p> <p>第9条 館長は、前条の申請があったときは、<u>留学生にあっては、国際交流会館運営小委員会による選考委員会の選考を、研究者にあっては国際交流委員会委員による選考委員会の選考を経て入居を許可する。</u></p> <p>第10条～第17条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p> | <p>第1～3条 省 略（現行どおり）</p> <p>（委員会）</p> <p>第4条 会館の管理運営に関する重要事項は、<u>国際交流委員会</u>（以下「委員会」という。）で審議する。</p> <p>第5条～第8条 省 略（現行どおり）</p> <p>（入居希望者の選考及び許可）</p> <p>第9条 館長は、前条の申請があったときは、<u>委員会委員による選考委員会</u>の選考を経て入居を許可する。</p> <p>第10条～第17条 省 略（現行どおり）</p> <p>附 則 省 略（現行どおり）</p> |

附 則 （18 教 規程第5号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。